

議員提出第2号議案

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

上記の議案を別紙のとおり、地方自治法第112条及び会議規則第13条第1項の規定により提出する。

平成26年2月20日

提出者

足立区議会議員	浅 子	け い 子
同	針 谷	み き お
同	ぬ か が	和 子
同	鈴 木	けんいち
同	さ と う	純 子
同	伊 藤	和 彦
同	は た の	昭 彦

足立区議会議長 馬 場 信 男 様

(提案理由)

償還期間の延長および限度額を引き上げることにより、区民生活の安定と住民福祉の増進を図るため、この条例案を提出する。

足立区応急小口資金貸付条例の一部を改正する条例

足立区応急小口資金貸付条例（昭和４８年足立区条例第１７号）の一部を次のように改正する。

第３条本文中「１５万円」を「３０万円」に改め、同条ただし書中「３０万円」を「５０万円」に改める。

第７条第１項本文中「１０月」を「２０月」に改め、同項ただし書中「１５万円」を「３０万円」に、「２０月」を「３３月」に改める。

付 則

この条例は、平成２６年４月１日から施行する。